

Ryukoku University



大学教務実践研究会第9回大会

2b) 事例で学ぶ教員免許事務（教育課程の変更届）

2021年12月11日

社会学部教務課 小野 勝士

- 1) 講習会は、資料が手元もしくは画面上で閲覧できている状況で進めます。
- 2) 講習会は、本資料で変更届の概要を説明した後、練習問題の解説に移ります。
- 3) 質問はチャット機能を用いて行ってください。
- 4) タイムスケジュールは次のとおりです。

13:30~14:30	講習会前半
14:30~14:40	休憩
14:40~15:30	講習会後半
15:30~16:00	個別質問時間
16:10~17:00	交流会

■授業科目関係の変更

- ①新設、②廃止、③単位数、④履修方法

■教員関係の変更

- ①担当に専任教員を追加
- ②兼任教員or兼任教員から専任教員に担当を変更する
- ③専任教員を担当から外す
- ④専任教員から兼任教員or兼任教員に担当を変更する
- ⑤専任教員の職位の変更
- ⑥専任教員の氏名変更

翌年度はたまたま担当しないだけというのは変更該当しない。

■ どの変更についても必要

- ① かがみ
- ② 変更内容一覧表
- ③ 理由書（様式任意）
- ④ 新旧対照表

■ 変更内容に応じて必要

- ① シラバス・・・新設の場合は必ず必要。単位数・履修方法の変更の場合は授業内容に変更がある場合のみ必要。
- ② 履歴書・教育研究業績書・・・教職専門科目・特別支援教育に関する科目に専任教員の追加・変更の場合のみ必要。

学生の在学状況 〈4年制大学〉（2022年度時点）

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
課程	旧課程				新課程			
学年	8	7	6	5	4	3	2	1



2022年度に確実に在学する学生

この学生が離籍するまで変更届は必要

新課程：授業科目関係・教員関係の変更があった場合は届出が必要（ただし、取下届を提出した課程については不要）。

旧課程：授業科目関係の変更があった場合のみ届出が必要（ただし、取下届を提出した課程については不要）。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
課程	旧課程				新課程			
学年	8	7	6	5	4	3	2	1

- 新課程と旧課程それぞれ、カリキュラムが1つしかない場合は、新課程、旧課程の変更届はそれぞれ1パターンを作成する。
 - カリキュラムが次のように分かれている場合はその数だけ変更届を作成する。ただし、教員関係の変更のみの場合であれば旧課程の届出は不要。
- ① 2015～2016年度、② 2017・2018年度、③ 2019～2021年度、④ 2022年度

あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

(免許法施行規則第21条第2項)

→年度初め・学期初めから変更することが一般的なので、前年度末・新学期前に提出する。期中での専任教員の退職等による変更が生じたときは随時提出する。

→事前提出が法令の規定であるが、唯一の例外として教育実習特例により科目新設を行う場合は事後でもよいとされている。(2020/8/28事務連絡)

■授業科目関係

- ①最低修得単位数を下回っていないか。
- ②一般的包括的内容を含む科目・含む事項を含む科目（いわゆる必修科目・選択必修科目）が修得できる変更か。
（たまに必修科目がなくなっている場合がある）
- ③科目開設ルールに反していないか（共通開設、他学科等開設の利用上限違反）

■教員関係

- ①必要最低教員数を下回っていないか。
- ②教授は1名配置されているか。
- ③共通開設できない課程・科目同士で専任教員の重複はないか。



**RYUKOKU
UNIVERSITY**